

## 令和2年度第3回秦野市上下水道審議会

午前10時00分開会

○課長代理（総務担当） 皆様、おはようございます。岩田委員から少し遅れるとの連絡がありましたので、只今より、令和2年度第3回秦野市上下水道審議会を始めさせていただきます。

本日は御多用のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議でございますが、委員15名のうち、現在8名の出席を頂いておりますので、上下水道審議会規程によりまして、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の会議ですが、議事の(1)、分担金の負担区及び額の設定については、条例改正を伴う内容であり、審議会への諮問事項となりますので、市長が出席をしております。

また、本日の会議録への御署名ですが、会長のほか、輪番制によりまして、杉本委員にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、開会に当たりまして、茂庭会長から御挨拶をお願いいたします。

○茂庭竹生会長 おはようございます。

山がだいぶ色づいてきてこれから紅葉がきれいな季節になりますが、それとともに寒さがやっ来てまいります。どうやら新型コロナも元気になってまいりまして、心配していたとおり、第3波が日本にもきているようです。公衆衛生というのは非常に難しい問題ですけれども、きれいな水、そして適切な排水処理というのが基本になると思います。そういう意味では本日ご審議いただく、水道・下水道の両事業計画は、今後、適切に施設が運営されていくようにどうぞ皆さんにお考えいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○課長代理（総務担当） ありがとうございます。

続きまして、市長からご挨拶を申し上げます

○高橋昌和市長 皆様、おはようございます。

本日は大変お忙しい中、秦野市上下水道審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

昨年8月に、この審議会でご挨拶をさせていただき、1年余りが経過しました。その間、皆様の貴重なご意見をいただき、来年度から10年間の秦野市上下水道事業の方向性を位置付けます、「はだの上下水道ビジョン」案をほぼ作成することができました。

現在、秦野市では、来年度から10年間の総合計画の策定作業を進めており、12月議会ではその基本構想をご議決いただくことで準備をしておりますが、基本構想の中に都市像がございます。これは、43年ぶりに昭和52年に策定をされた都市像を議会で改定しようという取り組みでございますが、昭和52年当時を思い起こせば、右肩上がりの人口増加という時代でございますけれど、そのような時代から現在の本格的な人口減少社会を迎えて、その中で持続可能なまちづくりを進めていこうという総合計画になっております。上下水道ビジョンと合わせてご審議をいただいております上下水道事業計画が、この総合計画と連動していけるように、今後の策定を進めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、感染症の拡大防止とともに落ち込んだ経済活動の復興、さらに今後の社会全体が「ウィズコロナ」という新しい生活様式への転換など、これまで経験したことのない事態に対処していかねばなりません。

そのため、コロナ禍による市民生活や市内経済への影響は極めて大きいことから、来年4月に計画していた上下水道料金の改定は見送るべきであるとの判断をいたしました。市民の皆様が、一日でも早く、安心して生活が送れるよう努めてまいりたいと考えております。

本日は、現在、見直しを進めております「公共下水道全体計画」に基づく事業計画の変更に伴い、新たに公共下水道の分担金を賦課する区域や、その額を定める必要がございますので、このことについて諮問させていただき、ご審議をお願いしたいと思います。

皆様には様々な立場から、忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○課長代理（総務担当） 議事に入る前に、市長から諮問させていただきま  
す。委員の皆様には、只今、諮問書の写しを配付させていただきます。

それでは、市長、茂庭会長よろしくお願ひいたします。

○高橋昌和市長 秦野市上下水道審議会会長茂庭竹生様。

分担金の負担区及び額の設定について諮問。

このことについて、秦野市附属機関の設置等に関する条例第3条に基づき、次のとおり諮問します。

諮問理由及び内容。

下水道施設の整備に当たっては、事業の実施に伴って利益を受ける方から、その受ける利益の限度において事業費の一部を負担していただくことが、受益

と負担の公平の観点から適当であるとされています。

こうした受益者負担の考え方にに基づき、本市では昭和55年2月に秦野市公共下水道事業受益者負担に関する条例を施行し、都市計画事業として実施される公共下水道事業については、都市計画法第75条に基づく受益者負担金として、また、下水道法に基づいて実施する公共下水道事業については、地方自治法第224条に基づく分担金としてそれぞれ賦課徴収を行ってきました。

このたび、公共下水道事業計画の変更による整備区域の拡大を令和3年度から予定していることに伴い、新たに分担金の負担区及び額を定めるため、別紙のとおり諮問するものです。

令和2年11月17日、秦野市長高橋昌和。

どうぞよろしく願いいたします。

○課長代理（総務担当） 皆様には大変申し訳ございませんが、市長は他の公務のため、ここで退席をさせていただきます。

○高橋昌和市長 それでは申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

○課長代理（総務担当） それでは議事に入る前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の次第のほか、資料1-1として、公共下水道事業受益者負担金・分担金に係る新たな負担区及び額の設定について。

資料1-2、秦野市公共下水道事業受益者負担金等負担区域図。

資料1-3、受益者負担金及び分担金について。

当日回収資料としまして、県内各市の受益者負担金等の状況。

そして、事前送付いたしました、資料2、はだの上下水道ビジョン修正箇所一覧。

別紙として、図表2-2、柳川取水場の改良（深井戸化）。

資料3-1、水道事業計画。

資料3-2、水道事業計画の修正箇所一覧。

資料4-1、公共下水道事業計画。

資料4-2、公共下水道事業計画の修正箇所一覧。

なお、大変申し訳ありませんが、事前送付いたしました資料のうち、資料3-1、3-2、4-1につきましては、本日机の上に差替え資料を配布させていただきましたので、差替えをお願いします。

そして、机の上に置かせていただきました、はだの上下水道ビジョンと緑色のフラットファイルの審議会資料になります。

資料は以上となります。不足書類等がございましたら、お声掛けください。なお、当日回収資料、上下水道ビジョン及びフラットファイルの資料につきましては、会議終了後に回収させていただきますので、会議終了後、机の上にそのまま置いておいていただければと思います。

資料の方はよろしいでしょうか。

それでは、茂庭会長、会議の進行をよろしくお願いいたします。

○茂庭竹生会長 それでは、次第に従いまして、議事に入らせていただきます。

議事1、只今、市長から諮問を受けました「分担金の負担区及び額の設定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○課長代理（料金営業担当） 秦野市公共下水道事業、分担金に係る新たな負担区及び額の設定について、ご説明いたします。

資料1-1をご覧ください。1の（1）趣旨になります。受益者負担金及び分担金制度は、公共下水道の整備による土地の資産価値の増加や住環境の向上などの利益に対し、建設費の一部を負担していただく制度です。市街化区域においては受益者負担金、市街化調整区域においては分担金となります。それぞれの根拠法令は、受益者負担金が都市計画法、分担金が地方自治法となります。

次に、本市の制度概要になります。2ページの（3）の表をご覧ください。

本市では負担区制を採用しており、賦課徴収に当たり「秦野市公共下水道事業受益者負担に関する条例」により定めています。（3）のア、市街化区域における受益者負担金については、都市計画法に基づく区域の拡大に合わせて、昭和55年度施行の第1負担区から、平成26年度施行の第8負担区までを定めています。また下段、イの市街化調整区域における分担金については、平成11年度施行の第1負担区、平成26年度施行の第2負担区を定めています。

金額につきましては、受益者負担金の第1負担区の基本負担金を220円、それ以降に施行した負担区は、受益者負担金及び分担金共に280円としています。基本負担金の右隣、増し負担金は、事業所等で大量の排水がある場合など、一定以上の予定排水量に対して、別に負担をお願いするものです。金額は、基本負担金の20%相当としており、表のとおり49円又は57円としています。

次に2、分担金の負担区及び額の設定についてご説明いたします。

（1）新しく分担金の負担区を設定する理由です。令和3年度から、新しい事業認可区域の整備を進める予定であるため、条例の規定により、新しい認可区域を新たに第3負担区として設定し、分担金の金額を定める必要があります。また、これに合わせて条例改正も必要となります。

次に2の(2)分担金の負担区設定です。資料1-2の地図をご覧ください。

今回設定する新負担区は、赤く塗られた区域で示しており、全て市街化調整区域内となります。こちらを新たに、分担金の第3負担区と設定します。本市では、下水道の整備につままして、おおよそ終えているため、新規設定の区域は主に、図の左上、県立秦野戸川公園、その右下の産業利用促進ゾーンの2か所となります。

戸川公園につまましては、平成7年に神奈川県と汚水整備に関する協定を締結し、県の自費工事により整備され、敷設から20年以上を経過していることから、今後、維持管理の計画を検討するため、負担区の設定をするものです。また、産業利用促進ゾーンとは、新東名高速道路、「秦野サービスエリア」にスマートインターチェンジが設置されることによる、交通の優位性を生かすために策定した土地利用構想に基づき、新たな産業拠点の形成を図るため、企業誘致等に取り組んでいる約15ヘクタールの区域となります。

この2か所のほか、市街化区域と道路を挟んで接する市街化調整区域の個人宅などが対象となっており、地図上では、丸で囲んだ区域となります。左上から時計回りに横野、曾屋、下大槻、上大槻、渋沢、堀山下の地域に点在しており、対象は30件ほどとなります。第3負担区予定区域の総面積は、約52ヘクタールとなります。

次に、基本分担金及び増分担金の設定についてご説明します。資料1-3をご覧ください。算定の考え方となります。

算定に当たり、受益者負担金の対象事業や額について、国の下水道財政研究委員会による第1次から第5次の提言では、対象事業費は建設費の末端管きよ整備費、いわゆる枝線整備費の相当額が適当であるということ。また、賦課額は枝線整備費相当額の3分の1から5分の1とすべきである。とあり、多くの市町村ではこの提言を基に算定をしています。

本市において、第1負担区の施行は、昭和55年度で汚水幹線と枝線、終末処理施設等の整備事業費を対象事業費としていましたが、昭和63年度の第2負担区設定時には、国の第4次及び第5次提言を受け、対象事業費を末端管きよ整備費とし、基本額を決定しました。

また、平成6年度の第4負担区の設定を行う際に、整備する時期が早い人と遅い人でも、同じ都市計画税を支払っており、受益者負担金についても公平な額とすべき、という審議会での議論を受け、平成6年度以降の負担金は280円の額で決定をしています。増負担金も同様となります。

ここで、他市の状況についてご説明いたします。別紙、当日回収資料をご覧ください。県内各市の直近の状況になります。

現行の額、対象事業費、負担割合など、本市はおおよそ平均的な内容となります。また、藤沢市・小田原市・逗子市・大和市・南足柄市は、本市と同様に負担の公平性を重視し、負担金額を同額としています。

それでは最後に、新設区域である分担金第3負担区の基本分担金額及び増負担金額について、事務局からご提案させていただきます。資料1-3にお戻りください。

左上の太枠、算出式により計算しますと、分子の枝線整備費は、国費を除く2億3,760万円です。分母の負担区面積は、県立秦野戸川公園を除く、16万1,400㎡となります。

なお、戸川公園を算定数値から除いているのは、この公園への污水整備が、県の自費工事により行われたこと。また、今後も公園敷地内での本市が対応する「枝線管きよ」整備が無いため、事業費及び面積を基本分担金等の算定数値に含まないこととしています。

資料の一番下段、太枠内をご覧ください。

計算の結果、表の真ん中あたりにお示ししております、1㎡当たりの単価は1,472円となります。第1負担区の時に決定しました、本市の基本的な負担割合の考え方である、4.5分の1で算出しますと、単価は327円となります。

ここで、これまでの負担区と同様に負担の公平性を考慮し、基本分担金の額を280円とした場合、その負担割合は（I）欄のとおり、5.3分の1となります。これは、国の提言の3から5分の1に対して、おおよそ範囲内になり、これまでに設定した、他の負担区と比較しましても妥当であると考えます。以上のことから、1㎡当たりの基本分担金を280円、増分担金を57円とすることを提案させていただきます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○茂庭竹生会長 はい。ありがとうございます。

事務局から、新たに設ける処理区の負担区の手当金について、従来通りの額である280円、増分担金については57円かどうか、という提案がございましたけれど、ご意見やご質問等よろしく願いいたします。

只今のご説明では、国の財政研究委員会で示しているガイドライン、事業費を3分の1から5分の1ぐらいの範囲で負担区を決めたらどうかというのがありますけれど、今回試算したところ、秦野市では、従来使用している4.5分の1

で算出すると、327円になるけれども公平性から280円を据え置くということですけれども、いかがでしょうか。特にご意見はございませんか。

それでは、事務局の案として第3負担区の分担金の金額を従来通りの額と同様の280円、増分担金については57円だという提案を審議会として受け入れたいと思いますけれども、皆さんよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○茂庭竹生会長 はい。ありがとうございます。

それでは、当審議会として、事務局から説明のありました分担金の負担区及び額については、妥当であると思いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○茂庭竹生会長 はい。ありがとうございます。

次に、引き続き、答申書の(案)について協議したいと思いますが、協議に進む前にコロナ対策で会議室の換気を兼ねて、今から7、8分ちょうど10時30分ごろまで休憩にさせていただきます。

( 休 憩 )

○茂庭竹生会長 よろしいでしょうか。休憩中に分担金及び増負担金についての答申の原案を事務局からお手元に配布させていただきました。

それでは、答申書の案について事務局から説明をお願いします。

○課長代理(料金営業担当) それではご説明いたします。

お配りしました、答申案をご覧ください。読み上げさせていただきます。

分担金の負担区及び額の設定について答申。

令和2年11月17日付けファイリングナンバー9・2・0(甲)で当審議会に諮問のありました、このことについて、次のとおり答申します。

分担金の負担区及び額の設定については、整備区域内における負担の公平性や受益者負担金との均衡などの観点から妥当であると認め、原案のとおりとすることを答申します。

以上です。

○茂庭竹生会長 ただいまのご説明にご意見やご質問がございますか。

よろしいでしょうか。それでは先ほどお諮りしましたようにこの答申について、当審議会の答申書とすることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○茂庭竹生会長 はい。ありがとうございます。

それでは、答申書については、そのように進めさせていただきます。

続きまして、議題の2に移らせていただきます。「はだの上下水道ビジョンの一部変更について」を議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

○課長代理（経営担当） 経営総務課経営担当野尻と申します。私のほうから、（2）の「はだの上下水道ビジョンの一部変更について」をご説明いたします。着座にてご説明させていただきます。

変更内容につきましては、資料2及び別紙を事前配布させていただきました。まずは、資料2をご覧ください。

変更は4点になりますが、そのうちNo.1から3の3点について、8月27日に開催されました、第2回上下水道審議会におきまして、委員の方々から頂戴しましたご意見を反映し、変更いたしました。

まず、No.1ですが、当初は「地下水を活用し」、という表現にしていた部分を「持続的に活用」という表現に変更するとともに、地下水保全事業の管理主体が変わりましたが、その変わった事業体や事業所に対して、「今後も地下水保全に積極的に協力していきます」、というような表現を追記いたしました。

次に、No.2の「水道水源への取組み」という表現ですが、それでは漠然としているとのご意見から、「水道水源安定化への取組み」に変更するとともに、「浅井戸や湧水を深井戸にする取水場の改修」という部分につきましては、もう少し丁寧な表現が良いのではないかとのご意見から、「浅井戸や湧水の深井戸への切替え」に変更いたしました。

そして、No.3につきましては、浅井戸から深井戸へ改良した写真だけでございましたが、写真だけではなく深井戸にしたことによって井戸の深さがどのくらい変わったのか、などの附帯情報を示した方が良いのではないかとのご意見から、諸元や概略図などを別紙のとおり追加させていただきました。

最後に、No.4になります。こちらについては、これからの水道施設の更新などによって、事業認可をいただきます、国と調整した結果を反映したことにより、変更いたしました。

今後、県水は県との協定上、余裕水量がありますが、費用がかかっても市民が地下水を主要な水源として持続的に活用していく必要があることから、「今後の水需要の見通しや健全経営の確保をよく検討し、今後の水運用を図っていく」、という内容を追記させていただきました。

以上が4点の変更の理由及び内容でございます。

なお、今後の流れでございますが、今月中に、市役所全庁的に意見照会を行います。その後、部長会議及び議員連絡会での説明を経て、来年1月若しくは2月



に、1か月間ほどかけまして、パブリックコメントを実施し、広く市民の皆さんに公表し、ご意見を伺っていきます。その後、意見集約した後に、3月中旬若しくは下旬に公表するとともに、総務省に経営戦略として提出する予定となっております。

説明は以上になります。

**○茂庭竹生会長** ありがとうございます。只今、上下水道ビジョンの修正箇所についてご説明がありました。審議会の意見を反映し、1から3までは文言を修正し丁寧な表現にして、4については、国との調整の結果、加筆をしたということですが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。各部会、そして審議会を経て修正した箇所を改めて示していただきましたが、特にご質問がないようですので、事務局からご説明のありましたビジョンの一部変更について、承認したいと思います。

また、今後、ビジョンの文言等を修正する場合は、事務局に一任したいと思います。

そして、経営の方向性等の内容に関することがあった場合には、私と副会長が確認することとしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次に、議事の3「秦野市水道事業計画（案）について」を議題いたします。事務局から説明をお願いします。

**○課長代理（経営担当）** それでは引き続きまして、議事の3「秦野市水道事業計画（案）について」をご説明いたします。

変更内容は、事前に送付させていただきましたが、大変申し訳ございませんが、ここで再度、変更が生じたので、本日机上に配布いたしました、資料3-2で説明をさせていただきます。

また、合わせまして、資料3-1の財政計画にも変更が生じたので、机上に配布させていただいております。

それでは、前回の水道部会でご承認いただきました、水道事業計画の一部変更をご説明いたします。資料3-2の「水道事業計画修正箇所一覧」をご覧ください。

まずは、1の「施設整備計画」の変更ですが、1ページ目のNo.1、2、3、そして、2ページ目のNo.4につきましては、県との協議結果により、当初予定していた事業に変更があったため、「施設整備計画」の総事業費を変えないよう、事業間で事業費を調整したものです。

続きまして、同じ2ページ目のNo.5につきましては、事業認可における国と

の協議結果について、3 ページ目のNo.6 は、事業認可における国との協議結果及び県との協議結果を反映したものです。

続きまして、同じ3 ページ目にあります、2 の「財政計画」の変更です。No.1 につきましては、審議会でのご意見を反映させていただいた変更です。

次に、4 ページ目にあります、No.2 につきましては、今泉の区画整理事業に伴う本市都市部との協議結果を反映したものです。

次に、No.3 につきましては、今泉の区画整理事業に伴う本市都市部との協議結果及び新東名高速道路の整備事業に係る水道管切り回し工事の減耗分負担金に伴う、中日本高速道路株式会社との協議結果を反映したものです。

以上が、資料3-2の説明となります。

次に、「水道事業計画」ですが、下水道部会の委員の皆様には初めてとなりますので、主な内容を説明させていただきます。

水道事業は、公共下水道事業とは異なり、歴史が古いことから、管路や施設の老朽化が進んでおり、大規模地震に備えて、管路の更新と合わせて耐震化を進めているところです。施設整備計画では、特に、県水送水ルートである、幹線管路の耐震化を中心に、今後の施設の一斉更新に備えて、統廃合やスリム化を行うよう進めてまいります。コロナの影響により、現事業計画で予定していた令和3年度からの料金改定を令和5年度に延期しますが、健全経営とできる限りの企業努力と合わせた財政計画としています。

それでは、資料3-1の「水道事業計画」をご覧ください。

1 ページ目から14ページ目には「施設整備計画」の詳細を示しております。それを一覧表形式にまとめたものが、15ページ目になりますので、15ページをご覧ください。

まず、項目1の「管路耐震化・更新事業」ですが、基幹管路、幹線管路及び配水管路の耐震化などを計画しております。

まず、基幹管路は、秦野市上下水道業務継続計画（地震編）で抽出された、重要供給管路や広域避難場所供給管路など、重要な施設と水源を結ぶ導水管を重点的に、耐震機能を有する管路に更新します。

次に、幹線管路ですが、これは、県水を送水するルートとなります。大口径の水道管工事のため、難工事が続いており、効率的な執行ができていない状況ですので、公民連携手法である管路DB方式を導入し、事業のスピードアップを図ります。

次に、配水管路ですが、防災拠点となる重要な施設と配水場を結ぶ配水管や

他事業との合併工事などを優先して、耐震化と合わせた更新工事を行っていきます。

以上、これらの計画により、「管路耐震化・更新事業」の事業費は、10箇年合計で約62億7,000万円を見込んでおります。

続きまして、項目2の「施設耐震化・更新事業」になります。こちらにつきましては、水需要の拡大期に整備しました、配水場、浄水場、送水場、取水場のポンプなどの設備、そして、受変電設備など、施設の重要度、緊急性や地震リスクなどを総合的に検討し、計画的に耐震診断や耐震補強工事を進めていきます。事業費は、10箇年合計で約23億6,000万円を見込んでおります。

続きまして、項目3の「第5次拡張等施設整備事業」ですが、市の道路、都市整備等の事業に合わせた配水管の拡張事業につきましては、投資効果や統廃合などを考慮して、効果的に整備を進めます。

また、安定供給のため、老朽化の顕著な東地区の配水場について容量の検討を行うとともに、安定した水質・水量を確保するため、南地区における新水源の整備を行います。事業費は、10箇年合計で約3億5,000万円を見込んでおります。

最後に、項目4の「災害対策整備事業」ですが、給水車給水拠点を2箇所追加いたします。また、非常時の停電においても、水道水の安定供給を可能とするため、非常用自家発電設備の更新・整備を行うとともに、停電の長期化に備え、燃料タンクの整備も行います。事業費は、10箇年合計で約3億円を見込んでおります。

主な事業は以上のとおりとなりますが、表の最下段の右端をご覧くださいますと、これらの事業費の10箇年合計は、約92億8,000万円となる計画であります。

以上が、「水道施設整備計画」の概要となります。

続きまして、17ページ目からは、「財政計画」の説明となります。

17ページ目から27ページ目には「財政計画」の詳細を示しております。施設整備計画と同様に、一覧表形式にまとめたものが、29ページ目となりますので、29ページの財政計画表をご覧ください。

まずは、表の作りですが、水道事業は、公共下水道事業と異なり、一つの事業だけですので、上段に「収益的収支の収入と支出」。中絶に「資本的収支の収入と支出」、そして、下段に「補填財源残高」、「企業債残高、一行空けて「総収支比率」などを表記しています。

次に、最上段に水色で標記しています、令和3年度から12年度の行の2行上をご覧ください。「料金算定期間」についての説明になります。

こちらにつきましては、当初、令和5年度から8年度までを「前期料金算定期間」、令和9年度から12年度までを「後期料金算定期間」としておりましたが、委員の皆さんのご意見を踏まえた上で原価計算した結果、料金改定をしない3年度から4年度の2年間で「前期料金算定期間」、原価計算の結果、8%の改定とする5年度から8年度の4年間で「中期料金算定期間」、そして同じように、原価計算の結果、5%の改定とする9年度から12年度までの4年間で「後期料金算定期間」と、改めさせていただきました。

それでは、主な項目について、説明していきます。まずは、上段の収益的収支の収入をご覧ください。

まず初めに、「給水収益」ですが、令和3年度から4年度まで、コロナの影響による減収分を見込んでおります。また、3年度、4年度及び6年度からの新規の大口需要者に加え、5年度及び9年度の料金改定などにより、一時的に増収を見込む年度もありますが、10年度以降は水需要の減少による減収を見込んでおり、10年間の合計で約229億6,000万円の収入となる見込みです。

次に支出に移ります。まず、「管きよ維持管理費」については、路上漏水修理委託業務や宅内漏水修理委託業務などの委託料、量水器の修繕や検定満了となった量水器の取替工事などの修繕費、そして、動力費などが含まれますが、10年間の合計で21億8,000万円を見込んでいます。

次に、「施設維持管理費」については、水質検査委託や自家用電気工作物保安委託などの委託料、臨時的に発生する浄水場や配水場における修繕費、そして、動力費、薬品費などが含まれますが、10箇年の合計で約27億9,000万円を見込んでいます。

次に、県水受水による「受水費」につきましては、10箇年の合計で約47億9,000万円を見込んでいます。

それでは、次に、中段の資本的収支の収入に移ります。まずは、「企業債」ですが、返す以上に借らないというプライマリーバランスの確保などに取り組み、10箇年の合計で約32億8,000万円となる見込みです。

次に支出になります。まず、「建設改良費（施設整備計画）」ですが、前段の施設整備計画の説明と重複しますが、10箇年の合計で約92億8,000万円となる見込みです。

次に、「企業債償還金」ですが、これまでの企業債残高の縮減の取組みなどあって、令和7年度以降は減少傾向となりますが、10箇年の合計で49億7,000万円となる見込みになります。

以上が、収益的収支及び資本的収支の主な項目の説明となります。

次に、表の下段部分になりますが、まずは、「補填財源残高」です。8億円を維持するとともに、計画の最終年度である12年度には、コロナによる影響額4億円を上乗せした、12億円程度を確保することを目標としております。

次に、「企業債残高」です。令和12年度の企業債残高は、約52億4,000万円とありますが、10箇年の合計で約16億9,000万円の縮減となる見込みになります。

財政計画の説明は以上となりますが、料金改定による市民への負担を最小限に抑えるものとするとともに、目標額の補填財源を確保し、企業債残高の縮減による将来負担の軽減も図る計画としております。

以上で、施設整備計画と財政計画をまとめた事業計画の説明を終わりますが、これらにつきましては、めまぐるしく変化する事業環境に迅速かつ的確に対応するため、後期の財政計画期間を迎える前に、進捗状況の確認、取組みの成果や効果について検証し、必要に応じて内容の見直しや改善に努めてまいります。

説明は以上になります。

**○茂庭竹生会長** ありがとうございます。それでは、只今のご説明についてご意見ご質問等をお願いします。

よろしいでしょうか。特にご質問ご意見等がないようですので、事務局から説明のありました水道事業計画（案）について、承認したいと思います。よろしくをお願いします。

また、今後、事業計画の文言等を修正する場合は、事務局に一任したいと思います。

なお、重要なことについては、ビジョンと同様に会長、副会長にご一任いただきたいと思います。

それでは引き続きまして、議事の4「秦野市公共下水道事業計画（案）について」を議題といたします。事務局からご説明をお願いします。

**○課長代理（経営担当）** それでは、議事の4「秦野市公共下水道事業計画（案）について」をご説明いたします。資料は、事前に送付させていただきました資料4-1と、4-2ですが、資料4-1は、文字誤りがありましたので、改めて机上に配布させていただいております。

なお、本日、資料4-2をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、お手数ですが挙手をお願いします。事務局からお届けします。

まず、下水道部会でご承認いただきました、「公共下水道事業計画」の一部変更を説明させていただきます。資料4-2をご覧ください。

順番が飛びますが、まずは、2の「公共下水道事業財政計画」の一番下、No.3をご覧ください。こちらにつきましては、企業努力策における接続率向上の効果額の算定誤りの修正となります。これまで、単年度の効果額を計上していましたが、10年分の額に修正いたしました。大変申し訳ありませんでした。

それでは、次に、1の「公共下水道施設整備計画」と、2の「公共下水道事業財政計画」の、それぞれのNo.1になります。こちらにつきましては、審議会でのご意見を反映させていただいた内容になります。

以上が、資料4-2の説明となります。

続きまして、「公共下水道事業計画」になりますが、水道部会の委員の皆様には、初めてとなりますので、主な内容を説明させていただきます。

公共下水道事業は、昭和56年度の供用開始からスタートしており、平成27年度に汚水整備をほぼ完了し、水道事業と同様に整備から維持の時代に移ったところです。そのため、管きよの更新は令和8年度から本格化してまいります、水道事業に比べて新しい分、耐震化が進んでいます。

施設整備計画では、残った汚水整備の完了に向けて着実に進めることと、管きよの本格更新前に優先的に耐震化する管きよのルートを進めること。また、ストックマネジメント計画に従って、処理場の施設や整備を計画的に更新すること。さらには、近年増加している局地的な大雨に対して、ハード及びソフトの対策を進め、総合的に浸水対策に取り組んでいくことが中心となります。

公共下水道事業は、国策でもあったことから国費も多く投入していますが、企業債の発行も優先されて整備事業の財源としてきましたので、企業債残高が水道事業に比べ約4倍もあり、処理場を有する単独公共下水道として経営しておりますので、コストが高く、使用料水準も他市に比べ高く、経営的には難しい状況にあります。水道事業と同様に、コロナの影響により令和3年度からの使用料改定を令和5年度に延期しますが、健全経営の戦略とできる限りの企業努力と合わせた、財政計画としています。

それでは、資料4-1をご覧ください。

1ページ目から7ページ目に「施設整備計画」の詳細を示しております。それを一覧表形式にまとめましたものが、9ページ目となりますので、9ページをご覧ください。

まず、項目1の「管きよ整備事業」からご説明いたします。「管きよ整備事業」につきましては、汚水管きよと雨水管きよの整備を計画しております。汚水に関しては、秦野駅南部区画整理事業区域をはじめ、点在する未整備箇所の整備

を計画しております。

また、雨水につきましては、浸水被害の発生している箇所を整備を計画しており、「管きよ整備事業」の事業費は、10箇年合計で約27億8,000万円を見込んでおります。

続きまして、項目2の「管きよ耐震化・更新事業」であります。災害時に重要な役割を果たす管きよの耐震化や老朽化の進む管きよの更新費用として、10箇年合計で約27億9,000万円の計画となります。

次に、項目3の「施設の耐震化・更新事業」ですが、主な事業としては、昭和56年2月から供用開始している浄水管理センターの老朽化に伴う設備更新に併せて施設の耐震化です。こちらは、鶴巻中継ポンプ場と大根川ポンプ場を合わせまして、事業費は、10箇年合計で約35億6,000万円の計画となります。

次に、項目4の「流域下水道事業等建設負担金」ですが、こちらは、西部処理区を接続している酒匂川流域下水道、そして、大根・鶴巻処理区を接続している伊勢原市の処理場のそれぞれに対する負担金となります。10箇年合計で約5億2,000万円を見込んでいます。

最後に、項目5の「災害対策整備事業」ですが、災害時の停電に備え、汚水マンホールポンプへの自家発電設備の整備を計画しており、事業費は、10箇年合計で約7千500万円を見込んでおります。

主な事業は以上のとおりとなりますが、表の最下段の右端をご覧くださいますと、汚水事業は10箇年合計で約67億円、雨水事業は10箇年合計で約30億2,000万円、両事業の合計は約97億2,000万円となる計画でございます。

以上が、公共下水道施設整備計画の概要となります。

続きまして、11ページ目からは、「財政計画」の説明となります。11ページ目から21ページ目には、「財政計画」の詳細を示しており、それを一覧表形式にまとめたものが、23ページ目及び25ページ目となります。

それでは、23ページの財政計画表をご覧ください。

まずは、表になりますが、公共下水道事業には、汚水と雨水の事業がありますので、23ページ目に汚水の収益的収支の収入と支出及び資本的収支の収入と支出。下段に、汚水及び雨水の合計に関連しての補填財源残高などの表を表記し、25ページ目に、雨水の収益的収支の収入と支出及び資本的収支の収入と支出を記載しています。

それでは、お手数ですが、23ページにお戻りください。

水道事業の財政計画表と同じ説明になりますが、最上段に赤字で記載してお

ります「使用料算定期間」は、水道事業と同じように、改めさせていただきました。

次に、そこから6行下をご覧ください。下水道使用料の1行下に接続率向上による効果額が赤字の括弧書きで表記してございますが、その部分につきましては、先ほど資料の4-2でご説明させていただきましたように、これまで単年度のみの効果額で表記していましたが、累積した額での表記に改めさせていただきました。

それでは、汚水の主な項目について、説明していきます。

まずは、上段の収益的収支の収入をご覧ください。「下水道使用料」ですが水道事業と同じように、こちらも令和3年度から4年度までコロナの影響による減収分を見込んでいます。また、3年度、4年度及び6年度からの新規の大口需要者に加え、5年度及び9年度の料金改定などにより、一時的に増収を見込む年度もありますが、10年度以降は減収を見込んでおり、10箇年の合計で約220億円の収入となる見込みです。

次に、「他会計補助金等」いわゆる一般会計からの繰入金ですが、令和9年度から基準外の繰入金を0円とする目標としており、10箇年の合計で104億2,000万円となる見込みです。

次に支出になります。まず、「管きよ維持管理費」については、汚水マンホールポンプ保守点検委託業務や汚水管きよ内清掃委託業務などの委託料、臨時的に発生する汚水マンホールポンプやガス検知器の修繕費、マンホール蓋外補修工事や汚水ます補修工事などの工事請負費、そして、動力費などが含まれますが、10箇年の合計で約9億3,000万円を見込んでいます。

次に、「施設維持管理費」については、鶴巻中継ポンプ場分や処理場分の浄水管理センター維持管理委託業務などの委託料、消防設備修繕や送風機のオーバーホールなどの修繕費が含まれますが、10箇年の合計で約71億3,000万円を見込んでいます。

次に、中段の資本的収支の収入をご覧ください。

まず、「企業債」ですが、財政計画1期間における借入上限平均額を5億円以下とし、10箇年の合計で約47億5,000万円を見込んでいます。

次に、「国庫補助金」ですが、これは主に、処理場の耐震化・更新に係る補助金などであり、10箇年合計で約18億1,000万円を見込んでいます。

次に支出です。まず、「建設改良費（施設整備計画）」ですが、前段の施設整備計画の説明と重複いたしますが、10箇年の合計で約67億円となる見込みです。



続いて、「企業債償還金」ですが、これまでの企業債残高の縮減の取組みなどもあって減少傾向となりますが、10箇年の合計で149億7,000万円となる見込みです。

以上が、汚水の収益的収支及び資本的収支の主な項目の説明となります。

それでは、25ページ目をご覧ください。雨水の主な項目を説明します。

まずは、上段の収益的収支の収入をご覧ください。「他会計補助金等」いわゆる一般会計からの繰入金ですが、10箇年の合計で46億7,000万円となる見込みです。

次に支出です。「管きよ維持管理費」については、雨水幹線浚渫委託業務や除草委託業務などの委託料、雨水マンホールポンプ蓋補修工事などの工事請負費などが含まれますが、10箇年の合計で約2億4,000万円を見込んでいます。

次に、「施設維持管理費」については、大根川ポンプ場分の浄水管理センター維持管理委託業務やポンプ場分の浚渫委託業務などの委託料、ポンプ場において臨時的に発生する修繕費、そのほか動力費などが含まれますが、10箇年の合計で約2億7,000万円を見込んでいます。

次に、中段の資本的収支の収入をご覧ください。

まず、「企業債」ですが、プライマリーバランスの確保に努め、10箇年の合計で約29億1,000万円を見込んでいます。

続きまして、「国庫補助金」ですが、これは、主に浸水対策の整備に係る補助金などであり、10箇年合計で約2億8,000万円を見込んでいます。

次に支出です。まず、「建設改良費（施設整備計画）」ですが、前段の施設整備計画の説明で話したように、10箇年の合計で約30億2,000万円となる見込みです。

続いて、「企業債償還金」ですが、10箇年の合計で36億5,000万円となる見込みです。

以上が、雨水の収益的収支及び資本的収支の主な項目の説明となります。

それでは、お手数ですが23ページ目にお戻りください。表の下段部分になりますが、まずは「補填財源残高」です。計画の最終年度である12年度には、コロナによる影響額1億円を上乗せした21億円を確保する目標としております。

次に、「企業債残高」です。令和12年度の企業債残高は、約190億2,000万円としておりますが、10年間で約109億6,000万円の縮減となる見込みです。

財政計画の説明は以上となりますが、料金改定による市民への負担を最小限に抑えるとともに、目標額の補填財源を確保し、企業債残高の縮減による将来負担の軽減も図る計画としております。

以上で、施設整備計画と財政計画をまとめた事業計画の説明を終わりますが、水道事業と同様に、これらにつきましては、めまぐるしく変化する事業環境に迅速かつ的確に対応するため、後期の財政計画期間を迎える前に進捗状況の確認、取組みの成果や効果について検証し、必要に応じて内容の見直しや改善に努めてまいります。

また、最後になりますが、これまで、水道及び公共下水道事業の両事業計画を説明させていただきましたが、議会や市民の皆さんにお示しする際は、主要な工事箇所などを示した位置図などといった資料を入れないと、記載している内容だけでは、具体的にどこをやるのかなどご理解いただけないと思います。

そのため、最終版としては、これまで各部会などで補足資料としてお示しました、工事箇所などを示した位置図などを追加し、より分かりやすい事業計画とさせていただきたいと思いますので、ご承認いただければと思います。

説明は以上となります。

**○茂庭竹生会長** ありがとうございます。それでは、只今のご説明についてご意見ご質問等をお願いします。水道と同様に下水道も各部会ですすでにご検討いただいておりますが、ご質問等はないでしょうか。

それでは、特にご質問等がないようですので、事務局から説明のありました公共下水道事業計画（案）について、承認したいと思います。

また、今後、事業計画の文言等を修正する場合は、事務局に一任したいと思います。

なお、重要なことについては、ビジョンと同様に会長、副会長にご一任いただきたいと思います。

引き続きまして、その他の議題に移ります。事務局から何かありましたらお願いします。

**○課長代理（総務担当）** 1点ご報告いたします。本日、市長が諮問いたしました、分担金の負担区及び額の設定についての審議会からの答申につきましては、会長、副会長とよく調整させていただきましたので、12月24日に市長へ答申していただくように進めてまいります。

最後に、今年度の審議会は今回が最後となりますので、局長からお礼を申し上げます。

**○上下水道局長** 分担金の負担区及び額の設定についての諮問に対して、本日の会議で答申書までまとめていただき、市長に代わりまして、厚くお礼申し上げます。

今回の負担区の汚水整備を着実に進め、本市の公共下水道の汚水整備が完了できますように今後の事業を進めてまいります。

また、「はだの上下水道ビジョン」ですが、昨年度に基本理念から基本施策までまとめていただき、今年度、それぞれの事業計画まで作成することができました。この間、部会を含めると2年間で13回もの審議会を開催させていただきました。

特に今年は3月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大があり、現在第3波の拡大と言われているなか、審議会にご出席いただき、皆様からの貴重なご意見・ご指摘をいただいたことに、重ねてお礼申し上げます。

現在、令和3年度からの秦野市総合計画の策定中ですが、今回、皆様と一緒に作成しました、「はだの上下水道ビジョン」の両事業計画が、総合計画の基本施策と連動するように策定してまいります。今年度は、秦野市にとって今後の10年、20年先の市政の大きな転換点になります。その中で、上下水道のライフラインの現状を分析し、これからの方向性を見定め、次世代にしっかりと引き継げるように、上下水道事業を進めていく計画案を作成することができたと、感謝しております。

今後も委員の皆様のご協力、ご支援を引き続きいただけますようお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

○茂庭竹生会長 長い間時間をかけてビジョンと両事業計画をご議論いただきまして、どうもありがとうございました。

以上を持ちまして審議会を終了とします。ありがとうございました。

午前11時15分閉会